

佐野市水道料金審議会

第2回資料

〈資料1：料金改定率について〉

令和8年8月26日(水) 14:00～

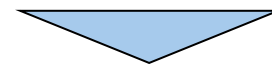
1. 第2回審議会の審議内容



第1回審議会（7/16）

- ・ 水道料金改定の必要性

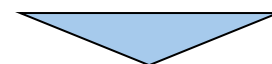
水道料金改定の必要性の確認



第2回審議会（8/26）

- ・ 総括原価方式に基づく改定率
- ・ 経営安定化のために必要な改定率の検証
- ・ 料金体系の検討

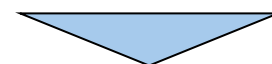
平均改定率による財政見通しの比較
新料金体系（案）に関する議論



第3回審議会（10/22予定）

- ・ 料金体系の検討
- ・ 答申案の作成

新料金体系の確定
答申案の作成



第4回審議会（11/19予定）

- ・ 第1回～第3回審議会のまとめ
- ・ 答申書（案）の確認

第1回～第3回審議会内容を踏まえた
答申書（案）に関する議論

2. 第1回審議会の審議内容



現行料金での財政見通し

- 料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新需要は増加が見込まれ、多額の費用が必要となることなど、経営環境は年々厳しさを増している状況

対策

- 安定的な経営を継続するためには、料金改定が必要
- 逼迫した財政状況と使用者への周知期間を勘案し、令和9年7月の料金改定とする

3. 県内料金改定の水準



事業体名	改定時期	平均改定率
栃木市	令和6年4月	10.0%
足利市	令和8年4月	49.4%
宇都宮市	令和8年10月	28.6%
真岡市	令和8年10月	26.8%
小山市	未定	25.0%
さくら市	未定	27.35%

※令和6年以降の改定状況

※小山市、さくら市は審議会答申までであり、議会の議決は得ていないため、改定時期は未定となっている

※平均改定率とは水道料金全体として、現行料金と比べて、どの程度料金水準が上がるかを示す指標

4. 県外料金改定の水準



事業体名	改定時期	平均改定率
埼玉県川口市	令和8年4月	26.74%
埼玉県鴻巣市	令和8年4月	23.0%
埼玉県所沢市	令和8年4月	24.2%
千葉県我孫子市	令和8年4月	31.8%
長野県松本市	令和8年4月	20.11%
富山県富山市	令和8年4月	27.0%
愛知県刈谷市	令和8年4月	30.0%

※HP情報などをもとに本市独自に調査したもの

※平均改定率とは水道料金全体として、現行料金と比べて、どの程度料金水準が上がるかを示す指標

5. 水道料金算定の原則



地方公営企業法 第21条

第21条

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法 第14条第2項（抜粋）

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

6. 水道料金の算定方法



水道料金決定の原則

料金は、水道事業者が行う
給水サービス（水道水の供給）の対価として水道使用者が負担

料金は、「公正妥当」であることが求められ、能率的な経営の下における水道水の供給に要する「適正な原価」（総括原価）を基準に決定される必要がある

料金水準の算定は、
「関係法令（地方公営企業法・水道法）」、「水道料金算定要領」に基づき行う

水道料金の算定方法

料金の算定方法は、「総括原価方式」により行うことが適当である

料金算定期間における総括原価（営業費用および資本費用）を賄える水準で、
料金収入総額を設定する方法のこと

各期間における公平性や将来の水道施設の更新に必要な財源を確保できる

7. 総括原価方式における水道料金の算定

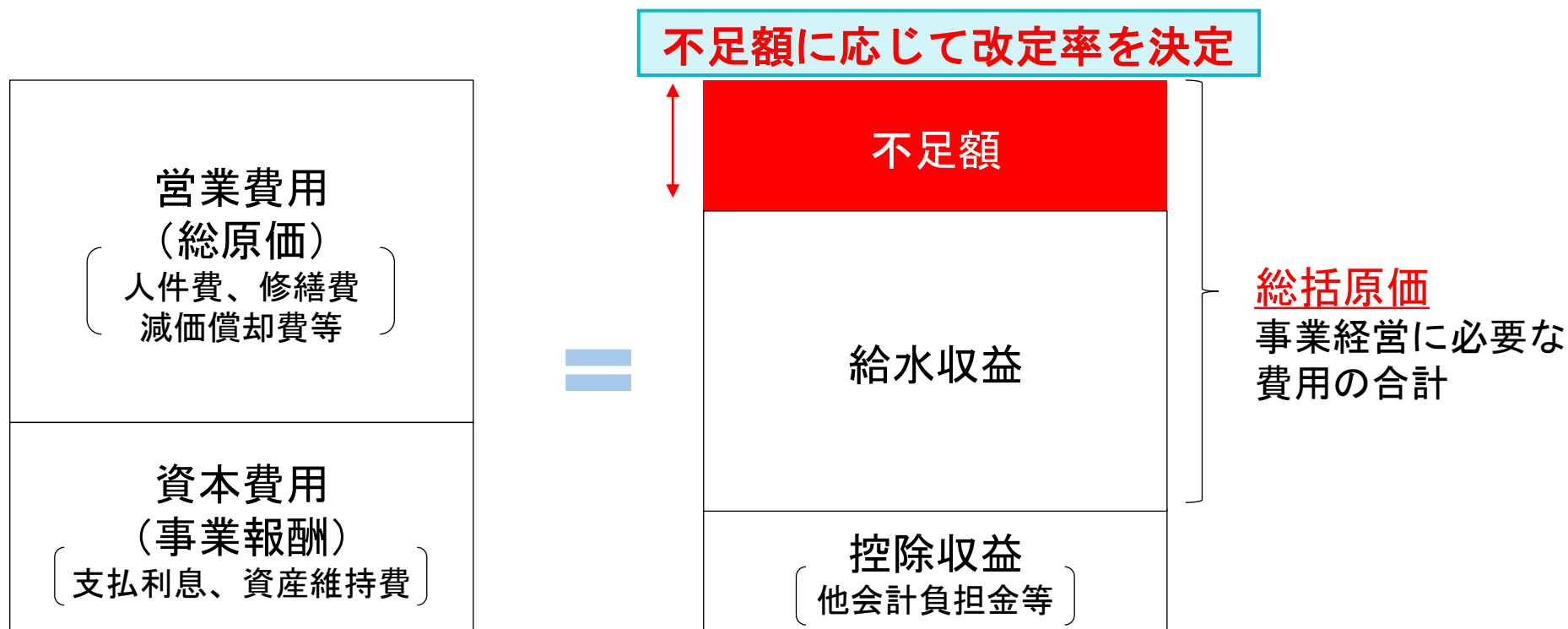


◎総括原価の定義

- 事業経営に必要とされる「**営業費用**」、「**資本費用**」を合算した**原価（総括原価）**を料金水準とする。

◎料金水準見直しの考え方

- 総括原価のうち、**給水収益で賄えない不足分を料金改定により補填**する。



7. 総括原価方式における水道料金の算定



◎料金算定期間

- 料金を設定する際に、将来の収支見通しを見込みながら、どのくらいの期間その料金を適用するかを定める期間。
- この期間の収入と支出のバランスを見通したうえで、適正な料金水準を算定する。

<料金算定期間>

- 料金算定期間は、将来の収支見通しを踏まえ、概ね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。
- 定期的に料金改定の検討を行うことが重要である。

※水道料金算定要領（日本水道協会）より抜粋

今回の検討では料金算定期間を
令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とする。

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
現行料金 →	R9.7.1～ 新料金			
	料金算定期間（令和9年度～令和12年度）			

7. 総括原価方式における水道料金の算定



◎総括原価方式による料金水準（改定案）の試算結果

- 料金算定期間（令和9～12年度）の事業経営に必要な料金水準を満たすためには、平均供給単価を現行料金体系の約1.29倍とする必要がある。

年度	平均供給単価※1	給水収益見込 (R9～R12)	平均改定率※2
現行料金体系 (令和6年度実績)	132.1円/m ³	66億円	—
改定案 (令和9年度予定)	170.3円/m ³ (+38.2円/m ³)	87億円 (+21億円)	28.90%

※1 平均供給単価（円/m³）：料金徴収の対象である有収水量1m³あたりの収益を指す。
以下式により算出する。

1年間あたり水道料金収入（円）÷有収水量（m³）

※2 平均改定率：現行料金収入に対する改定後料金収入の増加割合を示したもの。

8. 改定率に係る検証



◎比較ケースを用いた検証

項目	現行料金	総括原価方式 による算定	比較ケース①	比較ケース②
平均改定率	—	28.90%	20%	40%
供給単価※1	132.1円/m ³ ※R6実績	170.3円/m ³	158.5円/m ³	185.0円/m ³
給水収益 見込み (R9～R12)	66億円 (－)	87億円 (＋21億円)	81億円 (＋15億円)	94億円 (＋28億円)

※1 供給単価（円/m³）：料金徴収の対象である有収水量1m³あたりの収益を指す。
以下式により算出する。
1年間あたり水道料金収入（円）÷有収水量（m³）

8. 改定率に係る検証



◎検証の前提条件

項目	前提条件
対象期間	令和9年度から令和12年度までの4年間（料金算定期間）
給水収益	人口推計や水需要予測をもとに算出
人件費	令和6年度決算値を基準とし、毎年2.9%の定期昇給を見込み算出
動力費、修繕費、委託料	令和6年度決算値を基準とし、毎年2.9%の物価上昇を見込み算出
企業債借入額	適債性のある建設改良費支出額を基に算出
企業債償還金	借入利率2.8%で算出
建設改良費	4年間で約55億円規模の事業費を見込む

8. 改定率に係る検証



◎水道事業が健全に経営を行うために必要な3指標に着目

指標	指標の説明	留意点
当期純利益	- 収益的収入から収益的支出を差し引いた額 - プラスの場合は純利益（黒字）、マイナスの場合は純損失（赤字）となる	資本的収支の補てん財源となる純利益が生じるように財政見通しを立てる必要がある 目標：黒字経営を維持
資金残高	期末（年度末）に残っている手持ち資金の残高	資金がなくなると、支払が滞り事業経営ができなくなる 目標：最低10億円確保
企業債残高対給水収益比率	$(\text{企業債残高} \div \text{給水収益}) \times 100$ で算出 - 企業債残高の規模及び企業債が経営に及ぼす影響を表す	高すぎる場合は収入に対して借入が多く、安定経営ができなくなる懸念がある 目標：500%以下

8. 改定率に係る検証



◎当期純利益

- ・ 28.90%の場合：R9、R10は純利益が生じるが、R11以降は純損失が発生。
- ・ 20%の場合：R9は若干の純利益が生じるが、R10以降は純損失が発生。
- ・ 40%の場合：いずれの年度においても純利益が生じる。

【改定率別，年度末時点の目標達成状況】 ：目標水準達成 ：目標未達

平均改定率	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
現行料金	×	×	×	×
	－ 4 億円	－ 5 億円	－ 6 億円	－ 6 億円
総括原価方式 による算定 28.90%	○	○	△	△
	2 億円	0.5 億円	－ 0.6 億円	－ 1 億円
比較ケース① 20%	○	△	×	×
	0.1 億円	－ 1 億円	－ 2 億円	－ 3 億円
比較ケース② 40%	○	○	○	○
	3 億円	2 億円	1 億円	0.6 億円

8. 改定率に係る検証



◎資金残高

- ・ 28.90%の場合：14～17億円で推移し、いずれの年度においても目標値を達成。
- ・ 20%の場合：R12は目標未達となる。
- ・ 40%の場合：19～21億円で推移し、いずれの年度においても目標値を達成。

【改定率別，年度末時点の目標達成状況】 ：目標水準達成 ：目標未達

平均改定率	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
現行料金	○ 1 3 億円	× 7 億円	× 0. 8 億円	× － 6 億円
総括原価方式 による算定 28.90%	○ 1 7 億円	○ 1 7 億円	○ 1 6 億円	○ 1 4 億円
比較ケース① 20%	○ 1 5 億円	○ 1 4 億円	○ 1 1 億円	× 8 億円
比較ケース② 40%	○ 1 9 億円	○ 2 0 億円	○ 2 1 億円	○ 2 1 億円



8. 改定率に係る検証

◎企業債残高対給水収益比率

- ・ 28.90%の場合：いずれの年度においても目標達成となる。
- ・ 20%の場合：R10以降、目標未達となる。
- ・ 40%の場合：いずれの年度においても目標達成となる。

【改定率別，年度末時点の目標達成状況】 ：目標水準達成 ：目標未達

平均改定率	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
現行料金	× 5 8 2 %	× 6 1 5 %	× 6 2 7 %	× 6 6 7 %
総括原価方式 による算定 28.90%	○ 4 4 1 %	○ 4 6 6 %	○ 4 7 6 %	○ 4 9 3 %
比較ケース① 20%	○ 4 7 4 %	△ 5 0 1 %	× 5 1 1 %	× 5 4 3 %
比較ケース② 40%	○ 4 0 6 %	○ 4 2 9 %	○ 4 3 8 %	○ 4 6 5 %



8. 改定率に係る検証

◎検証のまとめ①

- ・ 28.90%の改定は、各指標の目標水準を概ね達成することができる。
- ・ 20%の改定は、各指標の目標水準を達成できていない。
- ・ 40%の改定は、各指標の目標水準を大きく上回っている。

【令和12年度末の目標達成状況（詳細）】

■ : 目標水準達成
■ : 目標未達

平均改定率	当期純利益	資金残高	企業債残高 対給水収益 比率
現行料金	× -6億円	× -6億円	× 667%
総括原価方式 による算定 28.90%	△ -1億円	○ 14億円	○ 493%
比較ケース① 20%	× -3億円	× 8億円	× 543%
比較ケース② 40%	○ 0.6億円	○ 21億円	○ 465%

8. 改定率に係る検証



◎検証のまとめ②

平均改定率	メリット	デメリット
現行料金	現状の料金水準を維持するため、水道使用者への新たな料金負担が発生しない。	資金不足となり経営が困難となる。
総括原価方式 による算定 28.90%	各指標の目標を概ね達成しており、一定の経営基盤の強化を図ることができる。	将来的に再び収支不足が生じる可能性がある。
比較ケース① 20%	最小限の改定率。 水道使用者への料金負担を抑えることができる。	資金不足となり経営が困難となる恐れがある。
比較ケース② 40%	目標を全て達成できる。 経営基盤の強化を図ることができる。	改定率が高く水道使用者の料金負担が大きい。

8. 改定率に係る検証



◎検証のまとめ③

平均改定率	メリット	デメリット
総括原価方式 による算定 28.90%	各指標の目標を概ね達成しており、一定の経営基盤の強化を図ることができる。	将来的に再び収支不足が生じる可能性がある。



総括原価方式による平均改定率28.90%は妥当

- 各指標の目標水準を概ね達成し、一定の経営基盤の強化を図ることができる一方、使用者への料金負担を考慮すると、大幅な値上げとなる改定を避ける観点からも適切な水準である。

将来的なデメリットへの対応

- 将来的な収支不足が生じることについては、今後の経営状況や社会情勢の変化を踏まえ、定期的に料金水準を検証し、必要に応じて再度、料金改定を検討することで、デメリットの解消を図ることができる。

8. 改定率に係る検証



◎補足（改定後の建設改良費の支出見込み）

単位：千円

	①紫外線照射装置等の整備	②施設の耐震化	③管路の耐震化	④非常用発電装置の設置	⑤施設の統廃合に係る整備	⑥資産の更新
R 9	40,000	222,000	401,727	3,000	127,500	735,902
R 1 0	117,000	86,000	436,909	30,000	170,200	705,620
R 1 1	0	99,000	428,156	3,000	205,000	399,674
R 1 2	72,000	72,000	450,676	30,000	321,000	387,369

①紫外線照射装置等の整備

安全な水道水を供給するため、紫外線照射装置等の設置を進める。

②施設の耐震化

災害時にも水道水を供給できるよう耐震性を有していない施設の耐震化を進める。

③管路の耐震化

災害時にも水道水を供給できるよう耐震管への布設替えを行う。

④非常用発電装置の設置

施設の停電対策として発電装置の設置を行う。

⑤施設の統廃合に係る整備

施設の統廃合等を行うことで、維持管理性の効率化を図る。

⑥資産の更新

老朽化資産の更新を進める。
※管路の更新は「管路の耐震化」に含まれる



平均改定率 28.90%により確保した財源を活用し、老朽化対策や耐震化などの上記事業を進めることが可能となり、**安全・安心な水道水の供給を行う。**